

令和3年度

北海道農業土木工事
農業土木工事共通仕様書
の訂正（第1回）

第3章 一般施工仕様書

正	誤	備 考
<p style="text-align: center;">第3章 一般施工仕様書</p> <p>第1節 適 用 3-1-1 適 用 【省略】</p> <p>第10節 仮 設 工 3-10-1 一般事項 【省略】</p> <p>3-10-6 土留・仮締切工 1 受注者は、周囲の状況を考慮し、本体工事の品質、出来形等の確保に支障のないように施工しなければならない。 【省略】</p> <p>31 たて込み簡易土留工の施工 (1) 受注者は、たて込み簡易土留の施工に当たり、クレーン等安全規則74条の2労働安全衛生規則第164条2項及び3並びに平成4年8月24日付け基発第480号、平成4年10月1日付け基発第542号労働基準局長通達、平成15年12月17日基発第1217001号(土止め先行工法)厚生労働省労働基準局長通達を遵守する。 【省略】</p> <p>(7) <u>受注者は、たて込み簡易土留の建込み中、掘削進行方向で土砂崩落のおそれがある場合、流砂防止板を用いる等必要な処置をしなければならない。</u></p> <p>(8) <u>受注者は、土留板(パネル、プレート等)と背面土に間隔が生じた場合、周辺地盤に影響が生じないよう砂詰等を行わなければならない。</u></p> <p>(9) <u>受注者は、打撃によるたて込み簡易土留の建込み施工をしてはならない。</u></p> <p>(10) <u>受注者は、縦梁プレート方式により施工する場合、隣接するプレートの縦梁等が密着するよう施工しなければならない。ただし、現場状況により、これにより難しい場合は、刺し矢板等を行い、安全を確保しなければならない。</u></p> <p>(11) <u>受注者は、たて込み簡易土留の引抜には、トラッククレーン等移動式クレーン又は門型クレーン等を使用しなければならない。</u> 【省略】</p>	<p style="text-align: center;">第3章 一般施工仕様書</p> <p>第1節 適 用 3-1-1 適 用 【省略】</p> <p>第10節 仮 設 工 3-10-1 一般事項 【省略】</p> <p>3-10-6 土留・仮締切工 1 受注者は、周囲の状況を考慮し、本体工事の品質、出来形等の確保に支障のないように施工しなければならない。 【省略】</p> <p>31 たて込み簡易土留工の施工 (1) 受注者は、たて込み簡易土留の施工に当たり、クレーン等安全規則74条の2労働安全衛生規則第164条2項及び3並びに平成4年8月24日付け基発第480号、平成4年10月1日付け基発第542号労働基準局長通達、平成15年12月17日基発第1217001号(土止め先行工法)厚生労働省労働基準局長通達を遵守する。 【省略】</p> <p>(7) <u>受注者は、ライナープレートの組立てにおいて、継目が縦方向に通らないよう千鳥状に設置しなければならない。又、土留め背面と掘削壁との間に裏込材等を充填し間隙が生じないようにしなければならない。</u></p> <p>(8) <u>受注者は、補強リングを用いる場合には、補強リングをライナープレートに仮止めしながら継手版を用いて環状に組立て、その後、下段のライナープレートを組立てるときに、円周方向のボルトで固定しなければならない。</u></p> <p>(9) <u>受注者は、ライナープレート埋戻しの施工については、3-3-3 作業土工の規定によるものとする。ライナープレート撤去及び存置においては、設計図書の定め又は工事監督員の指示によるものとする。</u></p> <p>(10) <u>受注者は、小判型ライナープレート土留めの立坑等の施工において、支保材を正規の位置に取付けるまでの間、直線部には仮梁を設置しなければならない。</u></p> <p>(11) <u>受注者は、ライナープレート埋戻しにおいて、ライナープレートを存置する場合は、その処置・方法について工事監督員と協議しなければならない。又、ライナープレートを存置した場合は、その位置及び高さを平面・縦断図に記入し工事監督員に提出しなければならない。</u> 【省略】</p>	<p></p> <p>字句の訂正</p> <p>字句の訂正</p> <p>字句の訂正</p> <p>字句の訂正</p> <p>字句の訂正</p>

正 誤 表 (第 1 回)

正	誤	備 考
<p>32 ライナープレート式土留工及び土工</p> <p>(1) 受注者は、使用するライナープレートについては、地質条件、掘削方式を検討の上、十分に安全なものを選定し、施工計画書に明記し工事監督員に提出しなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>(7) 受注者は、ライナープレートの組立てにおいて、継目が縦方向に通らないよう千鳥状に設置しなければならない。又、土留め背面と掘削壁との間に<u>裏込材等を充填し間隙が生じないように</u>しなければならない。</p> <p>(8) 受注者は、補強リングを用いる場合には、補強リングをライナープレートに仮止めしながら継手版を用いて環状に組立て、その後、下段のライナープレートを組立てるときに、円周方向のボルトで固定しなければならない。</p> <p>(9) 受注者は、ライナープレート埋戻しの施工については、3-3-3 作業土工の規定によるものとする。<u>ライナープレート撤去及び存置においては、設計図書の定め又は工事監督員の指示によるものとする。</u></p> <p>(10) 受注者は、小判型ライナープレート土留めの立坑等の施工において、支保材を正規の位置に取付けるまでの間、直線部には仮梁を設置しなければならない。</p> <p>(11) 受注者は、ライナープレート埋戻しにおいて、ライナープレート<u>を存置する場合は、その処置・方法について工事監督員と協議しなければならない。又、ライナープレートを存置した場合は、その位置及び高さを平面・縦断図に記入し工事監督員に提出</u>しなければならない。</p> <p>【省略】</p>	<p>32 ライナープレート式土留工及び土工</p> <p>(1) 受注者は、使用するライナープレートについては、地質条件、掘削方式を検討の上、十分に安全なものを選定し、施工計画書に明記し工事監督員に提出しなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>(7) 受注者は、ライナープレートの組立てにおいて、継目が縦方向に通らないよう千鳥状に設置しなければならない。又、土留め背面と掘削壁との間に<u>エアームタル等で間隙が生じないようにグ</u> <u>ラウト注入し固定</u>しなければならない。</p> <p>(8) 受注者は、補強リングを用いる場合には、補強リングをライナープレートに仮止めしながら継手版を用いて環状に組立て、その後、下段のライナープレートを組立てるときに、円周方向のボルトで固定しなければならない。</p> <p>(9) 受注者は、ライナープレート埋戻しの施工については、3-3-3 作業土工の規定によるものとする。<u>_____</u></p> <p>(10) 受注者は、小判型ライナープレート土留めの立坑等の施工において、支保材を正規の位置に取付けるまでの間、直線部には仮梁を設置しなければならない。</p> <p>(11) 受注者は、ライナープレート埋戻しにおいて、ライナープレート<u>は存置を原則とする。ただし、立坑上部については、取外すこととし、その処置・方法について工事監督員と協議</u>しなければならない。</p> <p>【省略】</p>	<p></p> <p>字句の改正 (訂正)</p> <p>字句の追加 (訂正)</p> <p>字句の改正 (訂正)</p>